

寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例(昭和48年寒川町条例第7号)による
重度障害者等の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	寒川町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	108-1：重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例(昭和48年寒川町条例第7号)による重度障害者等の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例(平成27年寒川町条例第17号)第4条別表第1第1の項 寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例(昭和48年寒川町条例第7号)による重度障害者等の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)第1条	寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例(昭和48年寒川町条例第7号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、本町の重度障害者等に対し医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、更生を助長し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例(昭和48年寒川町条例第7号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号	寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例第3条
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度障害者等に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号イ	寒川町重度障害者等の医療費の助成に関する条例第3条第2項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	イ 当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障害者に係る市町村民税に関する情報
備考		

届出日	2016年09月28日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条 例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	